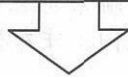


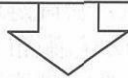
3. 4. 2 文字管理の流れと市町村・広域連合での作業概要について

文字管理は、以下の流れにて行うことを予定しています。

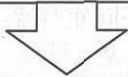
① 市町村：広域連合へ送付する住基異動情報（セットアップ時含む）を、統一文字コードに準じた体系で作成する。



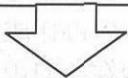
② 市町村：文字コードの範囲外の外字がある場合、イメージ情報として作成し、異動情報にあわせて別のインターフェースファイルにて広域連合へ転送する。



③ 広域連合：市町村から送付された文字コードの範囲外の外字については、広域連合の職員または広域連合から委託をうけた業者にて標準システムの外字辞書との文字同定作業を行う。



④ 広域連合：同定できた文字はその文字コードを付与してコード化を行い、被保険者台帳（標準システム）に登録する。同定できない場合は、受け取ったイメージ情報をフォントファイルに変換し、辞書へ新規登録の上コードを付与し、被保険者台帳（標準システム）に登録する。



⑤ 新規登録された外字フォント情報は、随時または定期的に窓口処理サーバおよび専用の窓口端末へ取り込むことで、画面あるいは帳票への外字出力を行う。

3. 4. 3 文字方式における制限事項など

- 広域連合にて同定または新規登録を行っていない外字情報については、空白での表示・印刷となります。
- 広域連合で作成したフォントファイルが設定できない端末（既存の他システムが動作している市町村端末を窓口端末として接続する場合など）については、画面への外字表示は空白、または該当端末のフォント情報に準じた出力となります。
- 市町村窓口端末が多数必要となる大規模な広域連合については、フォント配布処理の性能や運用の簡素化を考慮し、窓口処理サーバを一旦経由して配布することを想定しています。窓口処理サーバは標準システムの専用サーバと想定していますが、広域連合から配布するフォントファイルが設定できない場合は、正しく外字表示ができない可能性があります。（別のフォントとして個別に設定した場合は出力可）
- 広域連合ではセットアップ時に、各市町村の統一文字コードに準じた体系の範囲外の外字を対象とした文字同定作業が必要になります。
- 広域連合における文字同定作業（初期セットアップ）では各市町村から集まった外字に対し、同一と思われるフォントは統合して同じコードで管理し、可能な限り私用領域（6,400 字）の範囲で運用することが望ましいです。この同定作業では各 I T ベンダが住基ネット導入時等で開発した同定支援ツールを使用することで作業の簡素化が可能となります。
- 大規模広域連合や上記文字同定が困難で、異動による増加分も考慮し私用領域（6,400 字）では外字を格納できない場合は、初期セットアップ時に外字を含めたフォントファイルの再作成が必要となります。
- 本方式については、現在検討中のものであり、今後著作権などに関して関係する省庁などとの調整等を踏まえて実現可否を決定することになります。